

# 男性が育休を取得した企業への 助成金制度のご紹介

## 国の助成金制度

### 両立支援等助成金 [出生時両立支援コース]

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業5日以上)の育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に支給します。

項目	中小企業	中小企業以外
育休1人目	57万円(72万円)	28.5万円(36万円)
育休2人目以降	5日以上(中小企業以外14日以上)	14.25万円(18万円)
	14日以上(中小企業以外1ヶ月以上)	23.75万円(30万円)
	1ヶ月以上(中小企業以外2ヶ月以上)	33.25万円(42万円)
育児目的休暇の導入・利用	28.5万円(36万円)	14.25万円(18万円)

助成金を受給する事業主が生産性要件を満たす場合は、( )のとおり、助成金の割増を行います。

※助成金の内容については、変更になる可能性があります。

問い合わせ先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-222-9247

子育てパパ支援等助成金 厚生労働省

## 県の奨励金制度

### いきいきパパの育休奨励金

男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に最大30万円の奨励金を支給します。

	1週間以上1ヵ月未満	1ヵ月以上
1人目	20万円	30万円
2~5人目	10万円	20万円

※企業内で5人まで(同一の方を対象に奨励金を支給することはできません。)  
 ※国の助成金の要件に当てはまらない場合でも県の奨励金の対象となる場合があります。お気軽にご相談ください。

※令和2年4月1日から支給要件を一部改正予定です。

問い合わせ先 広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課  
 TEL 082-513-3419

詳細については県HPをご覧ください。

## 主な相違点

県の「いきいきパパの育休奨励金」の支給要綱を令和2年4月1日から一部改正します。対象男性従業員の育休取得時期によって、申請は国の助成金あるいは県の奨励金のどちらかになります。  
 ※これまで、併給は不可ですが、一定の要件下では国の助成金と県の奨励金のどちらかに申請するかを選択できました。

育児休業の対象となった子の出生後8週間以内(子の誕生日当日を含む57日間。)に育児休業を開始していること

### 育休の要件 (取得時期)

養育する子の出生後8週間(子の誕生日当日を含む57日間)を経過する日の翌日以降の日を開始日としていること

育児休業等を取得して一定の期間が経過して2か月以内  
 ※育休取得期間等の要件によって申請期限までの起算日が異なりますので、ご注意ください。

### 申請期限

育児休業を取得した男性従業員が復帰した日から起算して3か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

詳しくは各申請窓口へお問い合わせください。